

# 令和3年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和3年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和3年第2回定例会記録				
招集年月日	令和3年6月3日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年6月3日 午前10時03分 議長宣告			
散 会	令和3年6月3日 午前11時09分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	農 業 委 員 会 会 長	大 川 義 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂 千敏	事務局 次長	高橋 勝江
	事務局 主幹	木村 英樹		
町長提出 議案の題目	1	報告第2号	専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	報告第3号	令和2年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	3	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について）	
	4	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）	
	5	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）	
	6	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第13号）について）	
	7	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について）	
	8	議案第38号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	9	議案第39号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第40号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第41号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第42号	おいらせ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第43号	おいらせ町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第44号	おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第45号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について	
	16	議案第46号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について	
	17	議案第47号	令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について	
	18	議案第48号	令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について	

町長提出 議案の題目	
	議員提出 議案の題目
開 議	午前10時03分
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
	5 番 木 村 忠 一 議 員
	6 番 田 中 正 一 議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。
開議宣告	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回おいらせ町議会定例会を開会いたします。  (開会時刻 午前10時03分)
議事日程報告	西館議長	直ちに本日の会議を開きます。  本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名議員の指名	西館議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、5番、木村忠一議員及び6番、田中正一議員を指名いたします。
会期議題	西館議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いいたします。 議会運営委員長。
委員長報告	14番 (松林義光君)	議会運営委員会委員長報告をいたします。 去る5月14日告示、本日招集されました令和3年第2回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般5月28日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日6月3日

諸般の報告	西館議長	<p>から6月9日までの7日間とすることに決定いたしました。</p> <p>本日3日木曜日は議案等の一括上程、4日から6日までは議案熟考のため休会、7日月曜日は一般質問、8日火曜日は引き続き一般質問及び議案審議、9日水曜日は引き続き議案審議。</p> <p>以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日6月3日から6月9日までの7日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日6月3日から6月9日までの7日間とすることに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりで。ご了承ください。</p> <p>次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願、陳情文書表のとおりです。</p> <p>先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第1号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承ください。</p> <p>なお、本定例会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
西館議長	<p>次に、議会選出一部事務組合議会議員による報告を行います。</p> <p>報告は、別紙配付の議会選出一部事務組合議会議員による報告の順により進めてまいります。</p> <p>初めに、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の澤上 勝議員をお願いいたします。</p>	

	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>演壇にて報告願います。</p> <p>澤上 勝議員。</p> <p>令和3年第2回おいらせ町議会定例会の場をいただき、一部事務組合派遣議員の事務組合の概要を報告いたします。</p> <p>私は、八戸地域広域市町村圏整備事務組合議会議員として、報告内容は、当初予算、当町の負担金、事務組合での懸案事項について、簡潔に報告いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>八戸地域広域市町村圏整備事務組合は、消防・ごみ・介護福祉などに関する業務を市町村共同で行っている一部組合で、昭和46年度に発足しました。構成市町村は、八戸市、三戸郡全町村並びにおいらせ町の8市町村で、広域連携中枢都市圏と同じ構成組織であります。</p> <p>1つには、令和3年度当初総額予算、歳入歳出予算規模は73億1,000万円、前年比、比較いたしまして4%の減でございます。</p> <p>2つ目、町の負担金及び分担金、令和3年度33億5,500万円、負担金総額につきましては62億6,100万円、5.6%の減であり、前年比較4.2%の減であります。5.6%を当町が占めるということでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、総額に対して負担割合が少ないのは、当町では共同に参加していない衛生費負担金があるからであります。</p> <p>それから、八戸地域広域市町村圏整備事務組合の中で、私はちょうど2年目になるわけでありましてけれども、いろいろなものを常日頃感じていましたので、先般、本部の消防長のほうに要望してきたものが2つありますので、それもこの場で報告したいと思います。</p> <p>1つについては、おいらせ消防署北分遣所の消火並びに救急体制についてであります。</p> <p>たまたま、4月末頃、11時半頃、木ノ下地区の北下田で火事があり、私も火事現場に駆けつけ、気づいたことですが、現場に一番近い北分遣所の消防車が幾ら確認しても火事現場で確認ができませんでした。おいらせ消防署の女性の一般隊員から、北分遣所の消防車が来ていない理由を尋ねたら分からないとの返事</p>
--	-----------------------	--

なので、おいらせ消防署副隊長の名札をつけた方がいたので先ほどと同じことを尋ねたら、北分遣所は隊員数が9人体制の関係で、救急車が出動していれば消火活動ができないとのことを初めて私は知りました。

私は、救急車が出動中、火災活動できない体制に疑問を持った次第で、消防本部を訪ねて、消防本部次長金濱康光様から北分遣所の救急車の出動回数を尋ねてみたら、何とびっくり、平成27年、190件。平成28年、309件。平成29年、320件。平成30年、345件。令和元年、380件。令和2年、277件。6年間の平均出動回数は304件になります。そして救急車が出て戻ってくるのに大体2時間かかるそうであります。それを計算すると、1日平均1時間40分にわたり消防車が出れないということで、消火活動ができないという実態を確認できました。また、本来の火災活動もできないことになる。

今や、皆さんご存じのとおり、北部は定住促進が図られ、世帯数が増加傾向にあり、北部地区及び一川目、二川目を含めると、おいらせ町の2万5,000人の人口の半分以上、また世帯数に外人ハウス等を含めると、おいらせ町の南地区より多く、三沢警察署の発表によると、三沢警察署管内で事故が急増している道路として、豊原二川目線、これはインターに行く道路です。それから下ジャス三沢線であり、救急車の出動回数がまだまだ多くなると推察される。

6年前に時の町長である現成田町長の英断で設置された北分遣所ではありますが、成田町長の思いは、私が察するには、人口増加している北部地区の生活の安全安心を確保させる行政運営であり、私も、北分遣所の200メートル以内に居住を構え65年間、その北部地区の変貌を見ながら生活し、今町の議員職並びに組合議員職にあり、成田町長と同じく思う以上に、町と、特に人口が増加する北部地区の生活の安全安心を危惧するものであり、消火活動と救急活動が両立して、365日、24時間満遍なく活動できる北分遣所の体制づくりを消防長のほうに取り組んでいただきたいという要望を口頭でしてきました。

それから2つ目、これももう一つ、すみません、長くなります。北分遣所の存在感の構築ということでもありますけれども、北分遣所は6年前に整備されていますが、その頃はまだ今ほど開発は進



		<p>んでおらず、北分遺所立地存在感があったが、数年で北分遺所の周辺にハッピー・ドラッグ、5月10日には空揚げ屋まつむら商店、19日、トライアル、27日、セブン・イレブンとオープンされ、また、今後も三沢十和田下田インターチェンジを起点に三沢方面に住宅開発は無論郊外型の商業様式が形成される気配が示唆される中で、今このままだと北分遺所がますます立地存在感が薄れると思われるので、例えば昨年整備された五戸消防署西分遺所、これは新郷村でありますけれども、のように赤い色の外見にするとかの立地存在感を十分に発揮できる整備工夫に取り組んでいただきたいと要望したところ、職員の手づくりの看板、3メートル、横0.9メートルの看板が二、三日中に掲示されるという返答でありますけれども、それも大事でありますけれども、今後ともやはり建物そのものが地域に存在感を表すようにということで要望してきましたので、それも付け加えて私の報告とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>澤上 勝議員の報告が終わりました。ありがとうございました。</p> <p>次に、十和田地域広域事務組合議会議員は、澤上 訓議員と佐々木 勝議員のお二人でございます。</p> <p>代表して、佐々木 勝議員にお願いいたします。</p> <p>演壇にて報告願います。</p> <p>佐々木 勝議員。</p> <p>それでは、澤上議員に引き続き、私と澤上 訓議員、2名、昨年は澤上 訓議員から報告させていただきましたので、今年は佐々木、私が報告をさせていただきます。</p> <p>十和田地域広域事務組合令和3年度予算についてご報告をいたします。</p> <p>まずは一般会計から申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の総額は7,288万5,000円で、おいらせ町負担金は544万9,000円となり、前年度比40万6,000円の減となりました。</p> <p>次に、清掃特別会計予算について申し上げます。</p>
西館議長		
1番 (佐々木 勝君)		

	<p>西館議長</p> <p>7番</p>	<p>歳入歳出予算の総額は10億987万2,000円で、おいらせ町負担金は収集管理費として1億8,658万8,000円となり、前年度比781万1,000円の増となりました。</p> <p>次に、火葬特別会計予算について申し上げます。</p> <p>歳入歳出の総額は6,772万9,000円で、おいらせ町の負担金は管理費として1,168万9,000円で、内訳は、管理費が793万5,000円、前年度比70万5,000円の減、建設費が375万4,000円、前年度比9万円減となりました。</p> <p>次に、し尿処理管理費として、おいらせ町の負担金は1,260万円です。</p> <p>以上の内容から、令和3年度おいらせ町負担金総額は2億1,632万6,000円で、前年度比6,718万8,000円の減となりました。</p> <p>次に、報告としまして、去る4月27日に十和田地域広域事務組合民生常任委員会が十和田ごみ焼却施設管理棟にて行われました。内容は、し尿収集料金の値上げの改定でありました。値上げの理由として、近年、下水道等の普及によるし尿くみ取り量の減少と、人件費、車両等の経費の値上がりで、安定した業務継続が困難なためということでした。</p> <p>現在のし尿収集（くみ取り料金）は810円（100リットル当たり）です。参考までに、最後に値上げしたのが平成21年6月1日でした。改定後の料金は970円（100リットル当たり）になりますが、値上げの幅が160円の値上げで、改定料金は本年度令和3年6月1日からの適用となる予定であります。</p> <p>以上で十和田地域広域事務組合の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>佐々木 勝議員の報告が終わりました。ありがとうございました。</p> <p>次に、十和田地域環境整備事務組合議会議員の日野口和子議員をお願いいたします。</p> <p>演壇にて報告願います。</p> <p>日野口和子議員。</p> <p>十和田地区環境整備事務組合定例会に出席しましたので、その</p>
--	-----------------------	---

	<p>(日野口和子君)</p>	<p>概要について報告いたします。</p> <p>最初に、令和2年11月18日、令和2年第2回十和田地区環境整備事務組合議会定例会の概要について報告します。</p> <p>開催場所は十和田地区環境整備事務組合会議室、出席議員は6名全員出席しております。</p> <p>議案等の内容については、認定第1号、令和元年度十和田地区環境整備事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第2号、継続費の繰越計算書について、議案第5号、令和2年度十和田地区環境整備事務組合一般会計補正予算の3件が会議に付されており、質疑、討論なく、原案のとおり可決されましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、令和3年2月22日、令和3年第1回十和田地区環境整備事務組合議会定例会について概要を報告いたします。</p> <p>開催場所は十和田地区環境整備事務組合会議室、出席議員は6名全員出席しております。</p> <p>議案内容については、議案第1号、十和田地区環境整備事務組合財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、議案第2号、青森県市町村職員退職手当組合からの脱退について、議案第3号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第4号、令和2年度十和田地区環境整備事務組合一般会計補正予算の4件が会議に付されました。</p> <p>既にご承知のことと思いますが、議案第1号から議案第3号までは、当組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、廃止条例の制定外議決をしたものとなります。</p> <p>4議案とも質疑、討論なく、原案のとおり可決されましたのでご報告いたします。</p> <p>最後になりましたが、当組合は令和3年3月31日をもって解散し、し尿前処理施設の運営をはじめとした環境整備事務組合の業務は十和田地域広域事務組合へ継承されたことを報告いたします。</p> <p>当組合解散に伴い、組合議会議員の役割も終了したため併せて報告し、概要報告を終了いたします。長い間勉強させていただいてありがとうございました。</p>
--	-----------------	--

	<p>西館議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>日野口和子議員の報告が終わりました。ありがとうございました。</p> <p>最後に、上北地方教育・福祉事務組合議会議員の吉村敏文議員をお願いいたします。</p> <p>演壇にて報告願います。</p> <p>吉村敏文議員。</p> <p>それでは、上北地方教育・福祉事務組合議会派遣議員としての報告をいたします。</p> <p>まず最初に、令和3年度上北地方教育・福祉事務組合の一般会計予算についてであります。予算総額が歳入歳出それぞれ7億4,469万円で、前年度より6,001万円の減額となっております。それに伴うおいらせ町の分担金は3,151万4,000円で、前年度より80万6,000円の増となっております。</p> <p>続いて、各施設の動向についてであります。特にコロナ対策であります。新型コロナウイルス感染症について、組合では情報の共有と感染防止に向けた対策会議を適宜開催し、施設ごとに業務体制を工夫し、利用者、また職員の安心安全のため感染防止対策を継続して取り組んでまいります。</p> <p>また、上北視聴覚ライブラリーについて、令和2年11月に行われました当初予算担当課長、財政課長会議及び12月に開催されました上北地方教育・福祉事務組合教育委員会定例会での意見を踏まえ、来年度の上北視聴覚ライブラリーの人件費を正職員から会計年度任用職員で対応することになりました。また、令和3年8月に教育委員会臨時会を開催し、今後の方向性について協議する予定であります。</p> <p>このようなことを踏まえまして、次は、公立ぎんなん寮の支援体制の見直しについてであります。</p> <p>利用者の高齢化、体力低下、能力低下に加え、情緒不安の利用者が増えており、生活面に重点を置いた支援の必要な利用者が増えてきているため、現状を踏まえ、3点の支援体制の見直しを検討しております。</p> <p>1番として、友の会についてであります。ぎんなん寮の生産物、製造品の販売拡大の目的で発足しました現在の会員数は、最盛期</p>
--	------------------------------------	---

		<p>と比較し4分の1まで減少しており、配達商品の準備、調達に苦慮している状況であります。今後も自家生産の継続、商品の調達が困難になると思われるため、令和2年度いっぱい友の会を廃止する方向で考えております。</p> <p>また、加工班についてであります。現在作業に従事できる利用者が少なくなっており、また建物、設備の老朽化、売上げの減少などの現状から、令和3年度いっぱい廃止する方向で考えております。</p> <p>また、ぎんなん寮の全体の班の体制見直しについてありますが、生活支援に重点を置かなければならない利用者が増えてきており、職員の支援体制を確保した上で、利用者の体力、能力に適した支援が必要な状況を考慮すれば、友の会及び加工班を廃止し、ぎんなん寮全体の班の体制を見直す必要があると考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>吉村敏文議員の報告が終わりました。ありがとうございました。</p> <p>以上、議会選出一部事務組合議会議員による報告を終わります。</p> <p>日程第4に入る前に、行政報告の質疑の件についてお知らせいたします。</p> <p>町村議会の運営に関する基準57により、諸般の報告及び行政報告に対する質疑は原則として行わないと定められております。そのため、今定例会から質疑は行わないことをお知らせいたします。</p> <p>日程第4、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>地方自治法第243条の3第2項の規定により「おいらせ町土地開発公社の経営状況を説明する書類について」が議会に提出されました。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p>
	西館議長	
	事務局長 (赤坂千敏君)	
	西館議長	

<p>行政報告</p>	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、おいらせ町土地開発公社の経営状況を説明する書類についてご説明申し上げます。</p> <p>説明に入ります前に、本日皆様の机の上に配付させていただいておりました「令和3年第2回おいらせ町議会定例会行政報告資料の一部訂正について」をご覧くださいと思います。</p> <p>さきにお配りしておりました「おいらせ町土地開発公社経営状況を説明する書類」の9ページ、「9. 令和3年度おいらせ町土地開発公社予算実施計画の収益的収入及び支出」の支出のうち、「1 販売費及び一般管理費」と「支出合計」の比較の欄の数値を「0」とすべきところを、誤って「△1」と表記しておりましたので訂正させていただきたいと思います。資料作成に当たり、見落としがありましたことをおわび申し上げます。</p> <p>改めまして、行政報告資料No.1をご用意ください。</p> <p>本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に対して経営状況を説明する書類の提出が義務づけられておりますので、令和2年度の事業報告及び決算書等の資料、並びに令和3年度の事業計画及び予算等の資料を提出させていただくものであります。</p> <p>まず、令和2年度の事業報告及び決算の状況であります。</p> <p>配付資料の1ページから6ページになりますが、主なところをご説明申し上げます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>2. 令和2年度の事業報告であります。</p> <p>(1) 総括事項ですが、令和2年度は、公共用地、公用地等の取得及び管理処分等はありませんでした。また、(2) 理事会に関する事項ですが、理事会は令和2年5月20日と令和3年3月18日の2回開催いたしました。</p> <p>3ページを飛ばしまして、4ページをご覧ください。</p> <p>4. 令和2年度の貸借対照表であります。資産として、普通預金7万11円、定期預金500万円、合わせて507万11円を保有しております。負債はございません。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>5. 令和2年度の損益計算書であります。事業を行っており</p>
-------------	---------------------------	---

		<p>ませんので事業収支はなく、販売費及び一般管理費の2万1,000円の損失と事業外収益の501円のみであり、当期純損失は2万499円となります。</p> <p>なお、販売費及び一般管理費の損失2万1,000円の内訳は、法人県民税2万円と、通信運搬費1,000円であります。</p> <p>次に、令和3年度の事業計画及び予算の状況であります。</p> <p>配付資料の7ページから13ページになりますが、主なところをご説明いたします。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>7. 令和3年度の事業計画であります。公共用地等の取得及び処分は計画しておりません。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>8. 令和3年度の予算であります。収入では、受取利息1,000円、雑収益1,000円、合計、事業外収益として2,000円。支出では、販売費及び一般管理費2万2,000円、予備費が1,000円あります。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>9. 令和3年度の予算実施計画であります。予算の内訳として、収入の受取利息1,000円は預金利息、雑収益1,000円はその他雑収益であります。一方、支出の販売費及び一般管理費2万2,000円は、費用弁償1,000円、通信運搬費1,000円、法人県民税2万円であり、このほか予備費1,000円があります。</p> <p>なお、表の下、※印に記載しておりますが、収益的収支において、収入額2,000円に対して支出額2万3,000円であり、不足する2万1,000円は準備金、いわゆる前年度繰越金により補填することになります。</p> <p>10ページから12ページまでを飛ばしまして、13ページをご覧ください。</p> <p>12. 令和3年度の予定貸借対照表であります。</p> <p>資産は、普通預金4万9,000円、定期預金500万円、合わせて504万9,000円であり、負債の項目はございません。</p> <p>下段の資本の部であります。基本財産が定期預金500万円のほか、前期繰越準備金7万円に対し、当期純損失が2万1,000円で、準備金合計が4万9,000円であり、期末予定の合</p>
--	--	---

行政報告	西館議長  まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>計額が504万9,000円となります。</p> <p>土地開発公社の経営状況の説明については以上であります、去る5月21日に開催いたしました理事会におきまして、土地開発公社の解散について議決いたしました。今後、解散に向けての進めたいと進めていくこととなりますが、解散に当たっては議会の議決が必要であり、9月定例会に解散の議案を上程する予定としております。つきましては、事前に議員全員協議会におきまして、解散や残余財産の清算の手続等について詳しく説明させていただきたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上、説明が終わりました。</p> <p>次に、おいらせ町地域防災計画の修正について、当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>おはようございます。</p> <p>配付資料、行政報告のNo.2をご用意ください。</p> <p>それでは、おいらせ町地域防災計画の修正についてご説明申し上げます。</p> <p>本年4月1日付で町の地域防災計画を修正いたしましたので、その概要を報告するものであります。</p> <p>まず、1. 地域防災計画の性格であります。</p> <p>町地域防災計画は、災害対策基本法に基づく町の防災に関する基本計画であり、作成、修正に当たっては、法令等により町防災会議が行うこととされております。</p> <p>次に、2. 地域防災計画の構成であります。</p> <p>大きくは、第1編 風水害関係、第2編 地震・津波関係に分かれており、それぞれの編の中に、予防や発生時の対応、対策等の計画が盛り込まれております。ページ数は、第1編、第2編、資料編を合わせて613ページの相当量の計画書となっております。</p> <p>次に、3. 計画修正等の経緯であります。</p> <p>経過年月や主な内容を表にまとめておりますが、平成20年3月に初版を策定後、昨年4月までに4回の修正を行ってまいりま</p>
------	----------------------------------	---



		<p>した。</p> <p>裏面、2ページをお願いします。</p> <p>4. 今回の計画修正の主な内容であります。</p> <p>大きくは3点あります。</p> <p>まず、①明神川洪水浸水最大想定に基づく見直しであり、昨年6月10日に、県が明神川における洪水浸水想定区域を更新、公表いたしました。最大規模の想定が変更となり、表にありますが、これまでは30年に1度程度、24時間の総雨量が197ミリでありましたが、今回から1,000年に1度程度、24時間の総雨量が529ミリとなり、想定する雨量のレベルが上がりました。洪水浸水想定区域図はA3版の資料で添付しておりますが、最後のページ、資料1、見開きの様式になります。明神川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーション予測し、想定水深に応じて色分けしております。</p> <p>2ページ中段のほうに戻っていただきます。</p> <p>浸水想定区域の拡大に伴い、避難対象となる区域も追加修正を行い、単位町内会について、全域対象となるものが5か所、一部対象となるものが16か所となりました。</p> <p>表に記載のとおりであります。</p> <p>また、洪水時の避難場所も浸水区域外に3か所追加いたしました。</p> <p>次に、下のほうへ行きますと、②指定緊急避難場所の変更であります。阿光坊地区にある聖福寺内の寶樓閣という施設を新たに追加いたしました。</p> <p>次に、③国、県のガイドライン、手引きの改定に伴う内容の反映であり、県で作成している「市町村地域防災計画修正の手引き」が令和2年10月に改訂されたため、その内容を反映、修正しており、避難所におけるコロナ感染症対策が主な内容となっております。</p> <p>以上が主な修正内容であります。計画修正の手続は、法令の規定に基づき、本年2月17日、町防災会議を開催、修正案審議、承認をいただき、4月1日付で修正となりました。</p> <p>最後になります。</p> <p>5. 今後の計画修正の予定であります。</p> <p>今回の修正は明神川洪水の関係でありましたが、次回は津波対</p>
--	--	--

		<p>応の関係となります。現在、県で公表した津波浸水想定を更新を踏まえ、町の津波避難対策の見直し作業を進めており、今年度中に終えた後、令和4年度において津波ハザードマップの更新と計画の修正を行うこととしてございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
西館議長		<p>以上、説明が終わりました。</p>
西館議長		<p>これで行政報告を終わります。</p>
		<p>日程第5、常任委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>常任委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、別紙配付の名簿のとおり指名します。これにご異議ありませんか。</p>
(議員席)		<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長		<p>異議なしと認めます。</p>
		<p>よって、常任委員は別紙配付の名簿のとおり選任することに決定しました。</p>
		<p>去る5月20日、各常任委員会における正副委員長の互選の結果、報告がありましたのでお知らせいたします。</p>
		<p>総務文教常任委員会委員長に澤上 訓議員、同副委員長に木村忠一議員が、産業民生常任委員会委員長に平野敏彦議員、同副委員長に澤上 勝議員がそれぞれ選任されました。</p>
		<p>以上、報告いたします。</p>
西館議長		<p>日程第6、議会運営委員の選任を行います。</p>
		<p>お諮りします。</p>
		<p>議会運営委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、別紙配付の名簿のとおり指名します。</p>
		<p>これにご異議ありませんか。</p>
(議員席)		<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長		<p>異議なしと認めます。</p>
		<p>よって議会運営委員は、別紙配付の名簿のとおり選任することに決定しました。</p>

提案理由の 説明	西館議長	<p>去る5月20日、議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたのでお知らせいたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に松林義光議員、同副委員長に柏崎利信議員がそれぞれ選任されました。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>日程第7、議案等の一括上程について。</p> <p>報告第2号から報告第3号まで、承認第4号から承認第8号まで、議案第38号から議案第48号まで、並びに発議第2号の、以上19件を一括上程いたします。</p> <p>初めに、町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、演壇にてお願いいたします。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第2号、自動車事故に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和3年1月8日に発生した町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、去る5月19日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第3号、令和2年度おいらせ町一般会計繰越説明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和2年度から令和3年度に繰り越す18件の事業について、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。</p> <p>次に、承認第4号、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和3年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、必要となる改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p>

		<p>その主な改正内容であります。個人町民税の非課税範囲において、非課税限度額等における扶養親族の適用対象の見直しや、寄附金税額控除において、公益法人等に対する寄附金範囲の見直し等、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第5号、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令第4条による、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、令和3年3月31日までの適用年数が、令和5年3月31日まで2年間延長される改正が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、必要となる改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>次に、承認第6号、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、承認第5号同様、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令第6条による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、令和3年3月31日までの適用年数が令和5年3月31日まで2年間延長される改正が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、必要となる改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>次に、承認第7号、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算第13号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額136億9,496万2,000円は</p>
--	--	---

		<p>変更ありませんが、歳入の内訳を変更したもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、地方消費税交付金、地方交付税など、3月に金額が確定した歳入について予算の増額または減額を行ったほか、繰入金では財源調整のため財政調整基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>なお、第2表、地方債補正は、1件の限度額を変更したものであります。</p> <p>次に、承認第8号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算第6号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額25億4,441万1,000円は変更ありませんが、歳入の内訳を変更したもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、3月の交付決定により県支出金を増額したほか、国民健康保険事業基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、議案第38号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の委員である松林正幸氏が本年6月8日をもって任期が満了となることから、後任の委員として加賀真美子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第39号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例について、令和2年度に引き続き令和3年度においても実施するに当たり、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第40号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例の規定を整理する必要があることから、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第41号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正す</p>
--	--	--

	<p>る条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者保険料の減免の特例について、令和2年度に引き続き令和3年度においても実施するに当たり、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第42号、おいらせ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町保健福祉センターに冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第43号、おいらせ町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町老人福祉センターに冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第44号、おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町立北公民館に冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第45号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第46号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散するこ</p>
--	--

とに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

次に、議案第47号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、既定予算の総額に2億7,458万4,000円を追加し、予算の総額を101億9,958万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容であります。衛生費における新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料など、当該ワクチン接種に係る予算の追加を行うほか、商工費の新しい生活様式対応推進助成金、教育費のスクールバスを更新する機械器具費など、町の新型コロナウイルス感染症対応事業に係る予算措置を行うものであります。

一方、歳入の主な内容であります。歳出予算の財源として、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、さらに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を増額するほか、繰入金では、歳入歳出財源調整のため財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、第2表、地方債補正は、1件の事業を廃止するものであります。

次に、議案第48号、令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に686万3,000円を追加し、予定額を10億1,395万5,000円とするほか、資本的収入及び支出の既決予定額に163万5,000円を追加し、資本的収入の予定額を3,671万6,000円に、資本的支出の予定額を5,156万8,000円とするものであります。

なお、資本的収入の不足額については、当年度分損益勘定留保資金を充当することとしておりますが、今回の資本的支出の増額に対しては、一般会計からの出資金を増額し対応するものであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げます。

<p>提案理由の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、発議第2号について、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いいたします。</p> <p>議会運営委員長。</p> <p>発議第2号、おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>本案は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、改めるものであります。</p> <p>その内容ですが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議員が活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席理由を整備するとともに、出産については産前・産後の欠席期間を規定するものであります。</p> <p>また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。</p> <p>何とぞ原案のとおりご決定賜りますようお願いを申し上げますして、提案理由といたします。</p>
<p>日程終了の告知</p>	<p>西館議長</p>	<p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p>
<p>次回日程の報告</p>	<p>西館議長</p>	<p>7日月曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。</p>
<p>散会宣告</p>	<p>西館議長</p>	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p>(散会時刻 午前11時09分)</p>



	事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。
--	-----------------	--------------------------